

2 那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表

(1) 別表第2

① 自然保全型地域（1/2ページ）

※「自然保全型地域」とは、高速自動車国道東北縦貫自動車道以西の区域のうち、禁止地域、市街地形成型地域、田園調和型沿線地域及び沿道景観形成型地域を除いた地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	1 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ただし、ワン ポイントマークは 高さの制限はな い。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2. 5 m以上、歩道以外 の場所では4. 5 m以上	
表示面積	1面につき0. 5 ㎡以内で、1件に つき表裏各1面以 内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計1. 2㎡ 以内	広告物は、1建築 壁面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは、1建築 壁面につき1㎡以 内。	1面につき1. 5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は1 m以 内かつ最大投影幅 は1. 5 m以内	1面の幅は3 m以 内かつ最大投影幅 は4 m以内						
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。た だし、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。た だし、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩	地色・裏面・支柱 はこげ茶色。 文字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内で ワンポイントマー クの表示が可能。			地色・裏面・支柱 はこげ茶色。 文字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内で ワンポイントマー クの表示が可能。								
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	広告物は、1建築 壁面につき1基。 ワンポイントマー クは、1建築壁面 につき1基。	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1 m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

① 自然保全型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで歩道上では3.5m以上、歩道以外の場所では5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下				地上から下端まで歩道上では3.5m以上、歩道以外の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2m以下	縦0.5m以下かつ横1.5m以下。原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1㎡以内	1面につき0.2㎡以内				
形状・幅								長さ1.5m以下 幅1.4m以下			
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的 目的で掲出する場 合敷地又は建築物 の出入口に設置す る1対（2本）の ものを除き、相互 間の距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴 わないもの							
位置、設置方法 等	道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所では、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 (国等が設置する場合を除く)				道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	左右側面部及び前後部 交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	左右側面部及び後部 交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。